

障害者差別解消法 困ったら迷わず相談を

問い合わせ 福祉課 ☎592146

不当な差別的取り扱い

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件を付けることなどが禁止されています。

正当な理由があると判断した場合、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

具体例

- 受け付けの対応を拒否する
- 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける
- 学校の受験や、入学を拒否する
- 住居を探すときに、障害者物件はないと言って対応しない
- 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない

困ったときは…

障害のある人は、不当な差別的取り扱いを受けたなど困ったことがあれば、福祉課に相談してください。

障害がある方で就労を希望される方の相談を受け付けます。
予約制のため、前日までに電話で申し込んでください。

**障害者
就労相談**



とき	12月8日(木)10時～12時	ところ	市役所
申し込み/問い合わせ	広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ ☎0829-34-4717		

第74回 人権週間 12月4日(日)～10日(土)

問い合わせ 自治振興課 ☎592145

1948年(昭和23年)12月10日、国際連合第3回総会で世界人権宣言が採択されました。採択日である12月10日は人権デーと定められています。

法務省は翌年の1949年(昭和24年)から毎年、人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権を尊重する意識を高めるよう呼びかけています。

しかし、今なお、DV、各種ハラメント、いじめや児童虐待、イン

誰一人取り残さない

ターネット上での誹謗中傷、感染症や障害、国籍を理由とする偏見や差別など、さまざまな人権問題が存在しています。

国連の持続可能な開発目標(SDGs)が掲げる「誰一人取り残さない」社会を実現するため、「人権週間」を機会として、私たち一人一人が、さまざまな人権問題を自分のこととして考え、全ての人がお互いの違いを認め、尊重し、助け合うことのできる社会を作りましょう。



Reunion 再会 二十歳のつどい

令和5年1月9日(月・祝) 13時から(受け付け12時から)

アゼリアおおたけ

問い合わせ 生涯学習課 ☎53-5800

令和4年度「大竹市二十歳のつどい」が開催されます。お誘いあわせの上、ぜひ参加してください。

対象 生年月日が、平成14年4月2日から平成15年4月1日までの方

持参品 案内状(市外に転出した後にさらに転出された場合などにより案内状が届かないことがあります。対象者であれば当日参加できます)

感染症対策について

- 入場時の検温・手指消毒を実施します。
- 当日はマスクの着用をお願いします。また事前に自宅で検温をし、発熱がある場合は参加を見合わせてください。

※内容などについては、随時ホームページに掲載していきますので、確認をお願いします。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

問い合わせ 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎59-2141



令和4年度の国民年金保険料額は1カ月1万6590円です。納めた保険料は全額「社会保険料控除」の対象となります。(社会保険料(国

国民年金保険料)控除証明書」は、令和4年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、令和4年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送されています。まだ納付していない方は、近くの金融機関またはコンビニエンスストアなどで納付してください。保険料について不明な点がありましたら、年金事務所へ問い合わせください。

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金には、所得によって保険料納付が免除されたり猶予されたりする制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、必ず保健医療課国保年金係の窓口で手続きを行ってください。

なお、保険料免除などに承認された期間(一部免除承認期間において、減額された保険料の納付がない期間は除かれます)は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取るための資格期間にも含まれます。

また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証などを添付すれば、失業された方の前年の所得を考慮せず審査する特例もありますので、必ず相談してください。

命の花を咲かせて 『人権の花運動』

子どもたちが協力して花を咲かせることで、命の大切さや思いやりの心を育ててほしいという願いを込めて毎年行っている『人権の花運動』。11月7日(月)、人権擁護委員が、小方小学校を訪れ、2年生56人にチューリップの球根264個とプランター、培養土などを贈りました。

代表の入山愛子さんが、「いただいた花は大切に育てます」とお礼の言葉を述べました。

問い合わせ 自治振興課 ☎59-2145



人権擁護委員の前安井美千子さんが、「また見に来ます」と子どもたちに伝えます。

開設 特設人権相談所

問い合わせ 自治振興課 ☎592145

人権デー(12月10日)および人権週間(12月4日～10日)にちなんで、特設人権相談所を開設します。

新型コロナウイルス感染防止のため、当日は事前に検温を行い、マスクの着用、手指の消毒などへのご協力をお願いします。

感染の拡大状況によっては中止する場合があります。

とき 12月3日(土)10時～15時

ところ 総合市民会館1階小集会室

相談内容

暮らしの中で起こるさまざまな人権問題(家庭内、近隣間、学校、職場内など)

※相談無料、秘密厳守、予約不要

相談員

池上宏さん、古原陽子さん、土坂マチ子さん、弘兼秀子さん、前安井美千子さん、正木静夫さん、山本竹生さん

高齢者が狙われています！

家族の見守りが、 高齢者の消費者トラブルを防ぎます。



問い合わせ
消費生活センター(産業振興課内) ☎573236
【相談日】火・金曜日(祝日・年末年始を除く)
9時～12時・13時～16時
消費者ホットライン ☎188
【相談日】原則毎日、消費生活相談窓口を案内
(年末年始を除く)

高齢者を狙った悪質商法の手口は日々変化し、**高額な被害**が相次いでいます。普段家族と離れて暮らしている場合は、年末年始に帰省したら確認をしましょう。

高齢者の消費者被害 チェックリスト

- 家に見慣れない人が出入りしていないか
- 不審な電話のやりとりがないか
- 家に見慣れないもの、未使用のものが増えているか
- 見積書、契約書などの不審な書類や名刺がないか
- 家の屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡はないか

□ カレンダーに見慣れない事業者名などの書き込みがないか

□ 定期的にお金をどこかに支払っている形跡はないか
□ 生活費が不足したり、お金に困っていたりする様子はないか
□ 何かを買ったことを覚えていないなど、判断能力に不安を感じることはないか

高齢者に多い消費者トラブル

- 【架空請求】身に覚えのない請求をされた場合、慌てて相手に連絡したりお金を支払ったりしないようにしましょう。
- 【定期購入お試しはが...】インターネット通販では、お試しのつもりで申し込んだら定期購入になっていたというトラブルが増加!

【送り付け商法】注文していないのに一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分可能です。金銭の支払い義務なし!

【インターネット回線】料金が安くなると言われて別業者に乗り換えただけ、認識とちがう契約になっていたというトラブルも。

【偽サイト・不審サイト】欲しかった商品が格安になっているサイトがあったら、それは偽サイトかもしれません。

【不審なリフォーム、点検商法】「補助金と保険金が受給できると勧誘されて屋根の工事の契約をしたが虚偽だった」という相談も。

少しでも変化に気づいたら、高齢者に声をかけましょう。高齢者を傷つけないように話しかけて聞き出すことも重要です。ストリートに聞くのではなく、穏やかに話すのがポイントです。

高齢者がトラブルに巻き込まれた場合は、少しでも早く専門の相談員につなぐことが大切です。消費者トラブルの場合は消費生活センターへつないでください。

(参考資料：広島県生活センターチラシ「家族の見守りが高齢者トラブルを防ぎます」、消費者庁チラシ「高齢者に多い消費者トラブル」)

事業主の皆さんへ 個人住民税を 特別徴収に

問い合わせ
市民税務課 ☎59-2128

地方税法では、所得税と同様に給与を支払う事業主(給与支払者)が従業員(納税者)へ支払う給与から個人住民税を天引きして、従業員が住む市町村に納付(特別徴収)することが定められています。

特別徴収にすると、従業員は納付に行く手間が省け、税の納め忘れも防げます。また、納期が年12回になるため、個人納付(普通徴収)に比べて1回あたりの納税額が少なくなります。

県内全ての市町では、納税者間の公平性、納税者の利便性などを確保し、納税忘れなどを防ぐため、令和2年度から従業員の個人住民税は一部例外を除き、原則全て特別徴収となっています。

事業主のみならず、個人住民税の特別徴収実施について、ご理解とご協力をお願いします。

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請をお急ぎください

問い合わせ
地域介護課 ☎59-2152

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方に対し、生活・暮らしの支援を行うため、一世帯あたり10万円の臨時特別給付金を支給しています。

手続き
該当すると思われる方には確認書を送っています。

家計急変世帯支給対象

次のいずれにも該当する世帯
①令和4年1月以降、家計が急変し、同一の世帯に属する方全員が、令和4年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる

②令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受け取っていない

地域介護課で申請してください。
その際に①本人確認書類②令和4年1月以降の直近の1カ月の収入または所得が確認できる書類(給与明細の写しなど)③支給を希望する金融機関口座の通帳の3つをお持ちください。

申請期限
12月28日(火)

※不明な点は地域介護課へ問い合わせてください。

内閣府コールセンター

受付時間 9時～20時(土・日曜日、祝日を除く)
☎0120-526-145

次のいずれにも該当する世帯
①令和4年6月1日時点で市内に住んでいる
②同一の世帯に属する方全員が、令和4年度分の住民税が非課税となっている(住民税が課税されている方の扶養親族などのみで構成される世帯は除く)
③令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受け取っていない

電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金

問い合わせ 地域介護課 ☎59-2152

電力・ガス・食料品などの価格高騰により負担が増加し、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯の方などに対し、生活・暮らしの支援を行うため、一世帯あたり5万円の緊急支援給付金を支給します。

住民税非課税世帯支給対象

次のいずれにも該当する世帯
①9月30日時点で市に住んでいる
②同一の世帯に属する方全員が、令和4年度分の住民税均等割が非課税となっている(住民税が課税されている方の扶養親族などのみで構成される世帯は除く)

手続き
該当すると思われる方には確認書を送りますので、内容を確認し、返送してください。

返送期限
令和5年2月28日(火)

家計急変世帯支給対象

住民税非課税世帯の支給対象②に該当しないものの、同一の世帯に属する方全員の1年間の収入見込額または所得見込額が、予期せず住民税非課税となる水準に相当する額以下



に急変した世帯
手続き
地域介護課で申請してください。

その際に①本人確認書類②令和4年1月から12月までの任意の1カ月の収入額が確認できる書類(給与明細の写しなど)、その他収入所得が確認できるもの③支給を希望する金融機関口座の通帳の3つをお持ちください。

申請期限
令和5年2月28日(火)

※不明な点は地域介護課へ問い合わせてください。

内閣府コールセンター

受付時間 9時～20時
☎0120-526-145
(土・日曜日、祝日、12月29日(木)、1月3日(火)を除く)

不法投棄は犯罪

懲役、罰金が科せられます

問い合わせ 環境整備課リサイクルセンター ☎525101

廃棄物の不法投棄は犯罪です。不法投棄を見かけた場合は通報し、不法投棄の防止にご協力をお願いします。

不法投棄防止に積極的に取り組んでいます

市は、不法投棄が多く見られる場所を中心に、職員が日々、全域全体をパトロールして不法投棄の早期発見、未然防止に努めています。

また、パトロールの状況や市民の皆様さんからの通報などに基づき、不法投棄が繰り返される場所には、監視カメラを設置するなど重点的な対応にも努めています。

団体による活動も展開されています

公衆衛生推進協議会では、不法投棄防止専門委員会を設置して独自にパトロールを実施しています。

また自治会連合会でも、各自治会が地域ごとに不法投棄に関する実態調査を実施するなど、市民自ら不法投棄防止への活動を展開しています。

不法投棄を見かけたら通報を

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。違反した場合は、次のいずれか、または両方が科せられる場合があります。

- 5年以下の懲役
- 1000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）

このため、市は不法投棄を見かけたり、不法投棄された物から投棄者が分かったりした場合には、すみやかに警察署に通報しています。

もし不法投棄を見かけた場合は、リサイクルセンター、または大竹警察署に通報してください。

通報先

- 市リサイクルセンター
☎525101
- 大竹警察署
☎530110

不法投棄の防止にご協力をお願いします。

パッカー車売り払い

じんがいしゃ (塵芥車)

問い合わせ 監理課 ☎59-2160

入一般競争札争

【別図】



※大竹市の文字やマークなどは、落札者の負担で消去する必要があります。

【別表】

物件名	数量	初度登録	車名	車台番号	走行距離
パッカー車 (5号車)	1台	平成14年7月	三菱	FE73CB500033	176,812km
パッカー車 (6号車)	1台	平成10年12月	ニッサンディーゼル	BKR66E7744494	117,750km

くは勤務の方 申込方法

市ホームページに掲載している仕様書などを確認し、入札参加希望書などの必要書類を監理課へ。

申込期限 12月16日(金)17時
開札日時 令和5年1月19日(木)

開札場所 市役所4階第2会議室

役目を終えたパッカー車2台を一般競争入札で売り払います。入札参加資格で「物品調達」の認定を受けている方、または市内在住、もし

選挙に関する「まめ」知識 ② 政治家は贈り物や寄付はできる？

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎59-2188

選挙に関するちょっとした疑問にお答えするシリーズです。



めいすいくん

このつながりはとても大切です。しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、明るく適正な選挙を行うことはできません。そこで、選挙の有無にかかわらず、政治家が選挙区内の人に贈り物や寄付を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいません。冠婚葬祭における贈答なども寄付になるので、注意してください。

【三不運動】

- 「贈らない、求めない、受け取らない」
- ・政治家は有権者に寄付を贈らない
- ・有権者は政治家に寄付を求めない
- ・政治家から有権者への寄付は受け取らない

【クイズ】

政治家が次の行為を行っても良いでしょうか？○（良い）、×（悪い）で考えてください

- 病氣見舞い品の持参
- 祭りへの寄付や差し入れ
- 地域の運動会・スポーツ大会への飲食物の差し入れ
- 葬儀の花輪、供花
- お歳暮、お中元

【答え】

39ページにあります。

質問 議員の人は贈り物をしてはいけないのですか？

【答え】

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と私たち有権者

建設工事などの入札参加資格審査受け付け

問い合わせ 監理課 ☎592160

令和5・6年度に市が発注する建設工事や測量・建設コンサルタント等業務の入札参加業者の申し込み（窓口申請）を受け付けます。

受付期間

令和5年1月10日(火)～27日(金)(必着)
受付時間 土・日曜日、祝日を除く9時～17時
提出書類

資格申請書一式（市独自様式、添付書類、CD）

消防団員募集

消防団は若い力、女性の力を必要としています。自分の大切な町、大切な人を一緒に守りましょう。



入団申請用QRコードです。



問い合わせ 消防本部消防課 ☎53-7708

申請方法 持参または郵送で提出してください。
その他 申請の手引、市独自様式は監理課にあります。データでの提出を願います。詳しくは市ホームページをご覧ください。
提出先 〒739-0692 大竹市小方1丁目11番1号 建設部監理課庶務係